

## 資料 5

### かつらぎ町地域公共交通活性化協議会部会設置規定（案）

（目的）

第 1 条 かつらぎ町地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下、「要綱」という。）

第 8 条第 2 項に規定する部会の運営について、必要な事項を定める。

（部会名及び協議事項）

第 2 条 設置する部会及びその調査、検討内容は、以下のとおりとする。

（1）運賃協議会部会：一般乗合旅客自動車運送事業者が行う路線定期運行の運賃・料金等に関する事項

（2）交通事業者部会：交通事業者間の調整に関する事項、等

（3）地域公共交通計画策定業務委託事業者選定部会：地域公共交通計画策定業務委託事業者の選定に関する事項

（構成委員）

第 3 条 部会を構成する委員は別に定める。

（部会運営）

第 4 条 部会には部会長を置く。

2 部会長は、委員の互選により決定する。

3 部会長は部会を代表し、会務を総括する。

4 部会長に事故がある場合には、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。

（会議）

第 5 条 部会は、委員の要請、もしくは部会長の招集により開催する。

2 部会は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員は、会議を欠席する場合は、代理の者を出席させるか、委任状を提出して他の委員に表決を委任することができる。この場合において、当該代理出席者は委員とみなし、委任状を提出したものは会議に出席したものとみなす。

4 部会の議決の方法は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

5 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

（協議結果の取扱い）

第 6 条 部会において協議が調った事項について、委員はその結果を尊重する。

2 前項の協議が調った事項について、協議会で可決された場合あるいは協議会に諮る必要がない場合は、その誠実な実施に努めるものとする。

3 部会長は、部会の調査及び検討の結果を協議会に報告するものとする。  
(その他)

第7条 この規定に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、要綱の規定に準ずるものとし、定めがない事項については部会で協議し、定める。

2 部会が、前項の規定により定めることが適切ではないと判断する場合は、協議会に諮り定める。

#### 附 則

この規定は、令和7年5月16日から施行する。